



第116回定時株主総会 招集ご通知

日時

平成29年6月16日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
コレド室町1 日本橋三井ホール
（受付：4階、会場：5階）

決議事項

- 第1号議案 資本準備金の額の減少及び
剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 買収防衛策継続の件

"さりげない安心と感動する制動を"

曙ブレーキ工業株式会社
（証券コード 7238）

曙の理念

私達は、
「摩擦と振動、その制御と解析」により、
ひとつひとつのいのちを
守り、育み、支え続けて行きます。

1999年制定

CONTENTS

株主の皆様へ.....	2	連結株主資本等変動計算書.....	52
トピックス.....	3	貸借対照表.....	54
第116回定時株主総会招集ご通知.....	5	損益計算書.....	55
議決権行使のお願い.....	6	株主資本等変動計算書.....	56
株主総会参考書類.....	8	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告.....	57
事業報告.....	22	計算書類に係る会計監査人の監査報告.....	58
連結貸借対照表.....	50	監査役会の監査報告.....	59
連結損益計算書.....	51	株式事務のご案内.....	61

表紙の写真

左上：テストコース「Ai-Ring」竣工式の様子

右上：タイヤの生産拠点 創立10周年記念式典の様子

左下：車両挙動監視装置

右下：埼玉県 優良大規模事業所認定書交付の様子

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第121期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の当社グループの業績につきまして、その概要をご報告申し上げます。

皆様大変ご心配をおかけいたしました北米事業につきましては回復の目途がつき、今後さらなる改善に向けて尽力してまいります。

当期の売上高は、北米や中国での好調な受注、欧州における高性能量販車向けビジネスの本格化もあり、日本を除くすべての地域において現地通貨ベースでは増収となったものの、円高の影響が大きく、2,661億円（前期は2,813億円）となりました。利益面においては、日本国内での合理化効果や北米事業の立て直しに向けた様々な施策が計画より早く効果を出せたこと等もあり、営業利益は42億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3.5億円となりました。

昨年5月に平成30年度を最終年度とする新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2016」（以下、「aNF30 - 2016」）を発表いたしました。aNF30 - 2016は、「北米事業の立て直し」、「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」及び「ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」を三本の柱として、「健全な財務体質への回復」を図り、持続的な成長へと繋げる計画です。初年度である平成29年3月期では、目標を上回る成果を上げることができました。しかしながら、前期に大幅な損失を計上したこと等により、当期の配当につきましては無配とさせていただきたく存じます。株主の皆様には心よりお詫び申し上げます。なお、当期の実績に基づく当社役員の業績連動報酬は不支給といたしますことにつきましても、あわせてご報告させていただきます。

akebonoの立ち位置である「小規模専門独立製造会社」ならではの、迅速な意思決定力、ブレーキ専門による摩擦と振動に関する深い知見、独立であるが故の自由度を活かした新たな分野への進出といった強みを活かして、aNF30 - 2016の達成ならびに企業価値の向上に向け、引き続きグループの総力を挙げて取り組んでまいります。

株主の皆様には、何卒、ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年5月

代表取締役会長兼社長

信元久隆



トピックス

摩擦に頼らない「MR流体ブレーキ」を開発



近い将来の普及が予想される自動運転車への対応と摩耗粉やノイズを出さないといった環境への配慮を実現するため、当社では摩擦ブレーキとは大きく異なる構造を持つMR流体（Magneto Rheological Fluid）を用いた新発想のブレーキの開発に、東北大学流体科学研究所の中野政身教授と共同で取り組んでおります。既にMR流体を応用した超小型モビリティ用ブレーキの試作品について開発を完了しました。スマートシティやスマートモビリティに適合したブレーキとして、平成32年の実用化を目指し、評価実験と改良を重ねております。

センサー製品、JR西日本の車両異常挙動検知システムに採用



当社は、車体の加速度をもとに列車の異常挙動を監視・検知し、車両に報せる車両挙動監視装置を、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）と共同で開発しました。当社の加速度センサーを使用しているこの装置は、平成27年度日本鉄道サイバネティクス協議会技術賞 優秀賞を受賞したJR西日本の車両異常挙動検知システムに採用されております。この車両異常挙動検知システムは異常挙動が発生しているという緊急信号を感知すると、自動で列車を停止させます。加えて当該列車からの緊急信号により、周りを走行中の列車を停止させ、二次災害を防ぐ役割も担っています。

テストコース「Ai-Ring」竣工式を実施



平成25年11月から進めてきたテストコース「Ai-Ring（アイリンク）」の拡充工事が完了し、平成28年10月に竣工式を実施しました。Ai-Ringは自動車部品メーカーのテストコースとしては国内最大規模です。既存施設の拡充とともに、ワインディング路や悪路試験路などを新設し、台上評価から実車評価まで様々なブレーキ評価試験を一貫して行うことが可能となりました。開発スピードのアップに加え、変化し続けるクルマの要求に応えるためのエンジニア育成の場としても活用してまいります。なお、この拡充工事はふくしま産業復興企業立地補助金の対象事業です。

最優秀輸入アフターマーケット製品賞を受賞



北米子会社のAkebono Brake Corporation（ABC）が製造する米国市場向けEURO® Ultra-Premiumセラミックディスクブレーキパッドが、米国の自動車団体であるImport Vehicle Communityによる最優秀輸入アフターマーケット製品賞を受賞しました。この賞は、商品性・品質・市場ニーズなどを評価基準に、数百におよぶ欧州車向け製品の中から総合的に最も優れた製品に贈られるもので、ABCでは平成26年に続き2度目の受賞となりました。このパッドは欧州車向けに特別設計した製品で、欧州車に求められる高い制動性能・コントロール性・滑らかな制動感を提供しております。

タイの生産拠点 創立10周年記念式典を開催



平成28年8月、Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd. (AKBT) は創立10周年記念式典を開催しました。AKBTは、自動車用ディスクブレーキおよびパッドの生産拠点として平成18年に設立しました。平成24年にはブレーキの基幹部品であるピストンの生産を開始するなど、タイの自動車市場の発展に貢献してまいりました。僧侶の読経で始まった記念式典には、AKBT社員を中心に約400名が参加。数字の「1」を表す「①」にディスクブレーキで「0」を表現した10周年ロゴを製作して10周年を祝うとともに、今後の成長に向け、新たな一歩を踏み出しました。

あけぼの123

埼玉県障害者雇用優良事業所に認定



特例子会社のあけぼの123株式会社が、埼玉県内で障がい者を率先して雇用し、その能力の活用に積極的な事業所として、2期連続で埼玉県障害者雇用優良事業所に認定されました。あけぼの123は「会社と社会、健常者と障がい者の二人三脚で、埼玉県で一番良い会社をつくりたい」という想いを込めて平成15年9月に社員5名で事業を開始し、平成16年4月には埼玉県内の製造業部門で初めて特例子会社に認定されました。現在、社員27名、指導員等8名の計35名の体制へと拡大し、清掃作業、梱包作業のほか、事務作業補助や当社グループの名刺印刷など事業領域を広げております。

インドネシアの生産拠点

各カーメーカーよりサプライヤー賞を受賞



インドネシア子会社のPT. Akebono Brake Astra Indonesia (AAIJ) では、個人またグループでのスキルと能力向上をめざし、活発な改善活動に取り組んでおります。これらの活動が実を結び、平成28年に実施された各カーメーカーの改善活動イベントにおいて2月には「Astra Daihatsu Motor Supplier Clubs 2016」で第1位を、9月には「Yamaha TVP Lean Kaizen 2016」でトップ5ベストサプライヤー賞を、12月には「Toyota Kaizen Festival」で金賞および最優秀経営賞を受賞しました。さらに研鑽を重ね、AAIJはグローバルサプライヤーNo.1を目指してまいります。

本社地区Ai-City

埼玉県の優良大規模事業所に認定



当社本社地区Ai-Cityが、埼玉県の「目標設定型排出量取引制度」において、特に優れた対策を実施している「優良大規模事業所（準トップレベル事業所）」に認定され、平成29年4月、埼玉県庁で埼玉県上田知事より認定書が交付されました。埼玉県では、県内のCO₂排出量を削減するため、目標設定型排出量取引制度を平成23年度から導入しており、特に優れた取り組みを実施する企業を「優良大規模事業所」として認定しています。当社グループでは、環境にやさしい製品の開発のみならず、事業活動による環境負荷低減をめざし、優れた省エネルギー対策に取り組んでいます。

株主各位

証券コード 7238
平成29年5月31日
東京都中央区日本橋小網町19番5号
曙ブレーキ工業株式会社
代表取締役会長兼社長 信元久隆

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、6ページの「議決権行使のお願い」に従って、平成29年6月15日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成29年6月16日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）		
2 場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 コレド室町1 日本橋三井ホール（受付：4階、会場：5階）		
3 目的事項	報告事項	1. 第121期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件	
		2. 第121期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件	
	決議事項	第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件	
		第2号議案 取締役5名選任の件	
		第3号議案 監査役1名選任の件	
		第4号議案 買収防衛策継続の件	

以 上

- 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.akebono-brake.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。なお、当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送させていただきますので、当社代表電話03-3668-5171宛にお申し出ください。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.akebono-brake.com/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のお願い

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。
株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、

会場受付にご提出ください。

・紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

平成**29**年**6**月**16**日（金）

午前**10**時

※代理出席に関して

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。但し、委任した株主様の署名又は記名捺印のある委任状とともに、議決権行使書用紙又は本人確認が可能な書面（印鑑証明書、運転免許証等のコピー）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席いただけない場合は、郵送又はインターネットにより、議決権をご行使いただけます。



郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

平成**29**年**6**月**15**日（木）

午後**5**時**40**分

到着分まで



インターネットによる議決権の行使

詳細は7ページ▶

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

平成**29**年**6**月**15**日（木）

午後**5**時**40**分

まで受付

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する**議決権行使サイト**（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（但し、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

インターネットにより議決権を行使される場合は、**同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」を入力することが必要となります**ので、ご確認ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成29年6月15日（木曜日））の午後5時40分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

 **0120-173-027**（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後9時まで

＜議決権電子行使プラットフォームの利用について＞

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

株主総会参考書類は8ページ以降をご覧ください

議決権行使サイトのご利用方法

① 議決権行使サイトにアクセスする

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

[本サイト利用規定](#)

[本サイト利用ガイド](#)

[クリック](#)

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

[次の画面へ](#)

② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - - (半角) [クリック](#)

パスワード (半角) [ログイン](#)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

[パスワード変更](#)

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙等に記載されており、仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面となりますので、株主様ご指定による任意のパスワードに変更してください。

③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。新しいパスワード(株主様ご指定の任意のパスワード)を入力してください。

・確認のため「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の2箇所に関し内容を入力してください。
・「送信」を選択すると新しいパスワードが有効となります。

新しいパスワード (半角) [送信](#)

新しいパスワード(確認用) (半角) [送信](#)

6～12桁までの小文字の半角英数字のみ入力可能です。

以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

平成29年3月期の単体決算において19,184,500,332円の繰越利益剰余金の欠損が生じております。このため、繰越利益剰余金の欠損を填補し、早期復配を可能とする体制の整備を目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

1. 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本準備金の項目及びその額

資本準備金	4,992,712,461円
-------	----------------

(2) 増加する資本剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	4,992,712,461円
----------	----------------

2. 剰余金の処分にに関する事項

会社法第452条の規定に基づき、上記1. による振り替え後のその他資本剰余金14,145,213,902円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当します。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	14,145,213,902円
----------	-----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	14,145,213,902円
---------	-----------------

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生ずる日

平成29年6月16日

取締役信元久隆、荻野好正、松本和夫、宮嶋寛二、伊藤邦雄及び鶴島琢夫の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1. 信元 久隆 のぶもと ひさたか（昭和24年5月9日生）



■所有する当社の株式数

934,250株

略歴及び当社における地位

昭和48年4月 株式会社D.B.A（フランス）入社
昭和52年6月 当社入社
昭和58年6月 当社取締役
昭和59年6月 当社常務取締役
昭和60年6月 当社専務取締役
昭和61年6月 当社代表取締役副社長

昭和61年10月 アムプレーキコーポレーション
（現アケボノプレーキコーポレーション）
Chairman, President
平成2年6月 当社代表取締役社長
平成6年6月 当社代表取締役会長兼社長（現職）
平成12年4月 当社執行役員会長兼社長（現職）

取締役候補者とした理由

信元久隆氏は、長年にわたり当社の経営の先頭に立ち、様々な施策を通じて事業規模の拡大を成し遂げ、当社グループの現在を築きました。これまでのグローバルにおける会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、急速に変化する市場環境において当社グループを牽引するリーダーとして、企業価値の向上に欠かせないと考え、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

2. 荻野 好正 おぎの よしまさ（昭和25年6月3日生）



■所有する当社の株式数

23,457株

略歴及び当社における地位

昭和50年4月 伊藤忠商事株式会社入社
平成16年7月 当社入社 顧問
平成16年12月 経理財務部門担当
平成17年4月 当社常務執行役員
平成17年6月 当社取締役、CFO
平成18年4月 当社専務執行役員
平成19年2月 当社執行役員副社長（現職）
平成20年8月 当社代表取締役（現職）
平成21年7月 企画・管理管掌（現職）

平成23年4月 社長補佐（現職）
平成23年5月 アケボノプレーキコーポレーション
Chairman
平成24年1月 アケボノヨーロッパS.A.S. Chairman
（現職）
平成27年4月 アケボノプレーキコーポレーション
Chairman, President & CEO
平成28年1月 CFO（現職）

当社における担当

社長補佐、企画・管理管掌、CFO

重要な兼職の状況

アケボノヨーロッパS.A.S. Chairman

取締役候補者とした理由

荻野好正氏は、これまでCFO、経営企画、財務経理、企画管理など幅広い分野で経営の先頭に立ち、グローバルな視点での様々な事業展開を通じて企業規模の拡大と当社の成長に貢献してまいりました。これまでの豊富な経営経験と知見を有することから、当社グループの企業価値の向上に欠かせないと考え、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

3. 松本 和夫

(昭和27年9月3日生)



■所有する当社の株式数
43,513株

略歴及び当社における地位

昭和52年4月	当社入社	平成26年8月	PT.アケボノブレーキアストラインドネシア President
平成19年1月	当社執行役員待遇	平成27年9月	アジア事業担当（現職）
平成22年1月	当社常務執行役員待遇 アケボノブレーキコーポレーション President & CEO	平成28年1月	グローバル生産企画部門長
平成23年11月	当社常務執行役員	平成28年2月	投資戦略企画室担当（現職）
平成24年4月	生産企画部門長	平成28年6月	当社代表取締役（現職） 当社執行役員副社長（現職） 生産全般（現職）
平成24年7月	アケボノヨーロッパ S.A.S. CEO		
平成25年1月	生産管掌		
平成25年6月	当社取締役 当社専務執行役員		

当社における担当

生産全般、投資戦略企画室担当、アジア事業担当

取締役候補者とした理由

松本和夫氏は、当社において特に生産部門における豊富な経験により生産業務全般を熟知しております。また海外の複数の生産拠点の責任者を歴任しており、グローバルな視点で生産部門全体を統括する知見を有しています。それらの経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できるものと考え、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。

4. 伊藤 邦雄

(昭和26年12月13日生)

社外取締役候補者

独立役員候補者



■所有する当社の株式数
11,900株
■取締役会への出席状況
13/13（100%）

略歴及び当社における地位

昭和55年4月	一橋大学商学部講師	平成18年12月	一橋大学大学院商学研究科教授
昭和59年4月	同大学助教授	平成27年4月	同大学大学院商学研究科特任教授（現職） 同大学CFO教育研究センター長（現職） 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授（現職）
平成4年4月	同大学教授		
平成14年8月	同大学大学院商学研究科長・商学部長		
平成16年12月	同大学副学長・理事		
平成17年6月	当社社外取締役（現職）		

重要な兼職の状況

一橋大学大学院商学研究科特任教授
一橋大学CFO教育研究センター長
中央大学大学院戦略経営研究科特任教授
住友化学株式会社 社外取締役
小林製薬株式会社 社外取締役
株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役
東レ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

伊藤邦雄氏は、大学教授（経営学・会計学）としての長年の経験及び企業の社外役員としての経験を有しており、幅広い見地から有益なアドバイスをいただけるものと考え、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、これまで、社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験は有していませんが、経済・経営分野を専門とする著名な大学教授としての経験と実績に鑑み、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。



略歴及び当社における地位

昭和36年 9 月 東京証券取引所入所
平成 2 年 5 月 同所常任監事
平成 3 年 5 月 同所専務理事
平成 6 年 5 月 同所専務理事
平成 9 年 5 月 同所副理事長
平成13年11月 株式会社東京証券取引所 顧問

平成14年 6 月 株式会社日本証券クリアリング機構
代表取締役社長
平成16年 4 月 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長
平成17年12月 同社 代表取締役社長退任
平成19年 6 月 当社社外取締役 (現職)

■所有する当社の株式数

1,963株

■取締役会への出席状況

13/13 (100%)

社外取締役候補者とした理由

鶴島琢夫氏は、他社の代表取締役を歴任され、会社経営に関する豊富な知識と経験を有しており、投資家の視点からのアドバイスを含む幅広い見地から有益な助言をいただけるものと考え、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出を行っております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、伊藤邦雄氏については12年、鶴島琢夫氏については10年であります。なお、両氏の当事業年度における主な活動状況は、43ページ「(4) 社外役員に関する事項」の欄をご参照ください。
4. 当社が平成27年11月に公表した不適切会計の件に関し、伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は事前に認識しておりませんが、日頃から内部統制の整備やコンプライアンス機能の強化について提言を行っており、当該事実発覚後は再発防止のための助言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。
5. 伊藤邦雄及び鶴島琢夫の両氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任をご承認いただいた場合には同契約を継続する予定であります。
- 社外取締役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、その職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負う。
6. 各候補者が所有する当社の株式数には、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

(ご参考)

「社外役員の独立性に関する基準」

曙ブレーキ工業株式会社（以下、当社という。）の社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、当社の独立役員は以下のいずれにも該当しないこととする。

1. 現在及び過去において当社グループの業務執行者（注1）である者
2. 当社の主要株主（注2）
3. 当社グループを主要な取引先とする者（注3）、又はその者が会社である場合はその業務執行者（注1）
4. 当社グループの主要な取引先である者（注4）、又はその者が会社である場合はその業務執行者（注1）
5. 当社グループの会計監査人である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の従業員である者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
7. 当社グループから多額の寄付（注6）を受けている者又はその業務執行者（注1）
8. 上記2. から7. までのいずれかに該当する者のうち重要な者（注7）の近親者（注8）
9. 過去3年間に於いて、上記2. から8. のいずれかに該当していた者
10. その他、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

但し、上記1. ～9. に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができる。

以上

- （注1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員（当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これに相当する者）、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。
- （注2）主要株主とは、当社の議決権の10%以上を保有している株主若しくはその業務執行者をいう。
- （注3）当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
- （注4）当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
- （注5）多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は直近事業年度につき1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%を超える場合をいう。
- （注6）多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超えることをいう。
- （注7）重要な者とは、上記2. 3. 4. 7. の業務執行者においては各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、上記5. 6. の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所へ所属する弁護士をいう。
- （注8）近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役奥村健氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

いけがみひろし
池上 洋

(昭和29年8月18日生)

新任候補者



■所有する当社の株式数
12,900株

略歴

昭和52年4月	当社入社	平成22年1月	法務・知的財産部 部長
平成11年2月	戦略企画部門 ICATグループ グループリーダー（部長）	平成26年7月	法務・知的財産部 担当部長
平成18年1月	株式会社曙ブレーキ中央技術研究所 研究戦略室 室長	平成28年1月	株式会社曙ブレーキ中央技術研究所 主幹研究員（現職）
平成20年1月	株式会社曙ブレーキ中央技術研究所 池上研究室 室長	平成29年1月	法務・総務グループ 法務・知的財産部 担当部長（現職）
平成21年1月	開発部門 新商品開発部 副部長		

監査役候補者とした理由

池上洋氏は、研究開発を含めた技術分野から、法務・コンプライアンスなどの管理分野まで幅広い知見を有しており、常勤監査役としてその職務を適正に遂行できるものと考え、同氏を監査役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案

買収防衛策継続の件

当社は、平成19年5月7日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）について決定するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、平成19年6月21日開催の当社第106回定時株主総会において株主の皆様からご承認いただきました。また、その後の当社定時株主総会においても、株主の皆様から本プランの継続のご承認をいただいております。

今般、当社は、本プランが当社第116回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって終了することを受け、平成29年5月11日開催の当社取締役会において、社外取締役3名を含む取締役7名全員の賛成により、本プランを継続することを決定いたしました。

但し、本プランの継続は、本定時株主総会において、本プラン継続の承認議案が可決されたことを停止条件とします。本プランの継続に際して実質的な内容の変更を含まない所要の修正を行っておりますが、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本議案は、本プランの継続のご承認をお願いするものであります。本プランの詳細は下記のとおりです。また、本基本方針及び本基本方針の実現に資する特別な取組みにつきましては、48ページから49ページに記載のとおりです。

なお、本プランの継続については、社外監査役3名を含む監査役5名全員が、いずれも本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、その継続に賛成する旨を表明しております。

当社株券等の大量買付行為に関する対応策（本プラン）の内容

1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i) 大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行い、(iv) 当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記(i)から(iv)の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを決するものとします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとします（この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対処対抗措置をとりません。）。

- ① 当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- ② 株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。
- ③ 当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様が発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。
- ④ 株主意思確認総会の決議は、法令及び当社定款第43条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。
- ⑤ 大量買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。（なお、大量買付者が株主意思確認総会終結時までに当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）
- ⑥ 当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとします。

3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び

対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙に記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2.（4）に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

5. 株主・投資家に与える影響等

（1）本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3. 及び4. において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

（2）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることが目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

（3）対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

イ. 株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

ロ. 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることになります。

ハ. 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの有効期限

本定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決された場合、本プランの有効期限は、平成30年6月30日までに開催される第117回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第117回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができるものとします。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第117回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ないしスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）のいずれにもあたりません。

なお、平成29年3月31日現在の大株主の状況は38ページに記載のとおりです。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様が当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意思確認総会において直接的に意思を確認した後のみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様が株主意思確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

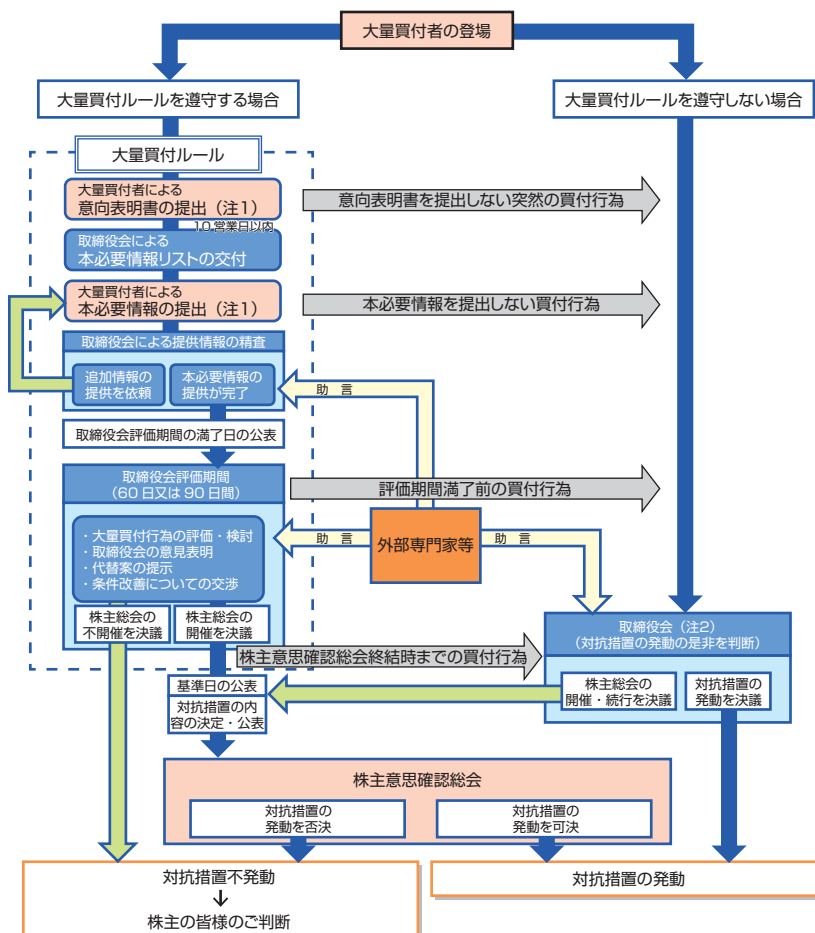
7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

(ご参考)

本プランの概要 大量買付開始時の手続の流れ



- (注1) 大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。
- (注2) 当社取締役会は、株主意思確認総会における株主の皆様のご判断を仰がずに、対抗措置を講じないということもできます。

上記手続の流れは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。本プランの詳細内容については、本文をご参照ください。

(添付書類)

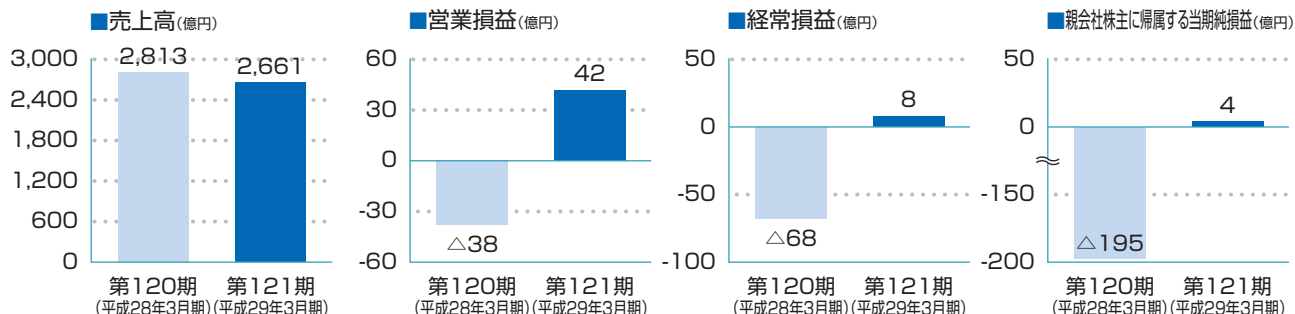
事業報告 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度(注)における当社グループの業績の概要は以下のとおりです。日本市場の上期における自動車販売の低迷ならびに輸出の減速もあり、日本事業は減収となりました。一方、海外においては、北米での受注が引き続き好調に推移していることや中国での受注の増加、欧州での高性能車向けビジネスの本格化もあり、日本を除くすべての地域において現地通貨ベースでは増収となりましたが、円高の影響(△234.1億円)が大きく、売上高は2,661.0億円と対前期比152.4億円(△5.4%)の減収となりました。

利益面においては、北米の生産混乱による影響(労務費・輸送費などの追加費用)が一部継続しましたが、国内での合理化効果や北米事業の立て直しに向けた各施策が計画以上に早く効果を出すことができたこと、加えて中国での受注増加などもあり、営業利益は42.2億円(前期は営業損失37.6億円)となりました。支払利息は減少したものの為替差損の発生などがあり経常利益は7.6億円(前期は経常損失68.1億円)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券の一部を売却したことや補助金収入(ふくしま産業復興企業立地補助金)などの特別利益を計上したこともあり、3.5億円の利益(前期は親会社株主に帰属する当期純損失194.6億円)となりました。



セグメントごとの業績は次のとおりであります。

① 日本

新規受注の増加や海外からの生産移管、補修品売上の増加もありましたが、輸出用小型トラックの減産、産業機械製品の輸出販売の減少などの影響により受注が減少し、売上高は808.8億円と対前期比22.1億円(△2.7%)の減収となりました。利益面では、生産・調達の合理化や経費削減、海外グループ企業の開発費の見直しなどの効果があり、営業利益は41.2億円と対前期比8.6億円(+26.5%)の増益となりました。

② 北米

北米事業立て直しに向けた諸施策は、計画を上回る早いペースで成果を上げてきており、またお客様からの新規の引き合いも生産混乱時の落ち込みから順次回復してきております。受注は依然として高い水準で推移しており、売上高については現地通貨ベースでは1.3%の増収となりましたが、円高の影響（△159.9億円）があり、1,531.5億円と対前期比137.6億円（△8.2%）の減収となりました。また、前年度、多額の損失を計上する原因となった生産混乱は、各施策の実行により収束しつつあること、その他諸施策の実行の成果が現れてきたことから収支は大きく改善し、営業利益は32.4億円の損失（前期は営業損失112.0億円）となりました。

北米事業での重点施策の進捗状況は以下の通りです。

1. 組織・管理体制の抜本的な改革

C E OやC F Oをはじめ、工場長や営業・生産・調達部門の責任者を新規に採用するなど、経営層や組織の中核となる人財を刷新し、組織・管理体制の強化を図ってまいりました。また、社員の意識改革とともに、就労環境の改善を図っており、当連結会計年度においては、これらの効果が現れ、大きく収益を改善することができました。平成29年2月には人事部門の責任者を新たに採用し、組織・管理体制の再構築は完了しております。今後さらにグループ内での連携の強化を図り、akebonoの「モノづくり」の原点である人間性の尊重に戻った生産性の改善と生産能力の増強を中心とした北米事業の生産体制再構築、オペレーションの安定化にグループ一丸となって取り組み、さらなる収益改善につなげてまいります。

2. 生産負荷軽減による生産性改善

当社グループ内各生産拠点の稼働状況やロジスティクスコストの再精査を行い、摩擦材など一部の生産品目を他の生産拠点（日本・タイ）に移管するなど、グローバルでの生産最適化を推進してまいりました。旺盛な需要を背景に長期にわたり3直7日稼働の体制を強いられてきましたが、これら生産の最適化により、一部のラインを除き3直6日稼働や2直稼働へと生産体制が改善し、計画的な設備の保守や保全活動の実施が可能となってまいりました。その結果、生産遅れにより発生した緊急輸送費が大幅に削減されるなど、収益改善の効果が実現してきております。今後さらなる生産の最適化及び安定化を図ってまいります。

3. 生産能力の増強

欧米地域を中心に高まるアルミ製キャリパーの需要に対応するため、日米間が連携を取りつつ、平成28年4月にアルミキャリパー生産工場であるサウスカロライナ州コロンビア工場の生産能力を増強しました。新ラインは同年10月から本格的な稼働を開始しました。また、ケンタッキー州グラスゴー工場についても、利益率が高く、強い需要が見込まれる補修品市場向けの摩擦材生産設備を平成29年2月に増強いたしました。引き続き、市場の動向を見ながら、ピックアップトラックやS U V（スポーツ用多目的車）向け製品など、お客様から必要とされる製品群の生産能力の増強を図ってまいります。

4. 販売価格と仕入れ価格の精査

北米事業の収益構造改善のため、生産コスト改善と同時に、販売価格及び仕入れ価格の適正化も含めた見直しを実施いたしました。これらの効果は、今年度はもとより次年度以降も北米事業の業績に寄与してまいります。

③ 欧州

市販向けの摩擦材ビジネスが減少しましたが、グローバルプラットフォーム（全世界での車台共通化）車向け製品のビジネス拡大や高性能車向けディスクブレーキ製品販売の本格化もあり、売上高は115.5億円と対前期比7.0億円（＋6.5％）の増収となりました。利益面では、経費削減などの効果があったものの、スロバキア工場での増産に向けた一時的費用が増加していることや、利益率の高い摩擦材ビジネスが減少したことにより営業利益は12.7億円の損失（前期は営業損失8.9億円）となりました。

④ 中国

SUV及び減税措置による小型車の販売好調により当社への受注も増加し、売上高は199.7億円と対前期比5.4億円（＋2.8％）の増収となりました。利益面では、労務費増に加え、ライン増加に伴う減価償却費や環境規制への対応コストが増加しているものの、摩擦材ビジネスの受注増加による売上構成変化及びコスト削減努力により、営業利益は25.7億円と対前期比0.4億円（＋1.7％）の増益となりました。

⑤ インドネシア

政府が推進するローコストグリーンカー（LCC）対応のMPV（多目的乗用車）向け新規ビジネスの受注に加え、欧州向けグローバルプラットフォーム車向け製品の出荷が引き続き好調なことなどもあり現地通貨ベースでは増収となりましたが、円高の影響（△17.9億円）が大きく、売上高は163.4億円と対前期比2.1億円（△1.3％）の減収となりました。利益面では、インドネシアルピア安による輸入材料費の高騰や労務費の増加などもあり、営業利益は13.8億円と対前期比3.0億円（△17.9％）の減益となりました。

⑥ タイ

輸出用小型車の増産や新規受注製品の生産開始、グループ内生産最適化のための北米からの生産移管品などによる受注増加があり、売上高は66.4億円と対前期比6.1億円（＋10.1％）の増収となりました。利益面では、売上増による利益増加があったものの、小型車向け新規ビジネスの立ち上げに伴う減価償却費の増加や労務費上昇の影響及び11月より操業を開始した鋳物工場の立ち上げ費用負担が発生し、営業利益は4.3億円と対前期比0.4億円（△9.5％）の減益となりました。

※為替変動の業績への影響について

昨今の為替変動が大きくなっている状況下、当社グループは為替リスクの回避に向けて対応しておりましたが、当事業年度においては、以下の影響が出ております。

- 1) 売上高：為替の影響により前期比で234.1億円減少しております。
- 2) 営業利益：為替の影響により前期比で1.5億円減少しております。
- 3) 営業外費用：当期において11.6億円の為替差損が発生しております。

売上、仕入の計上時と決済時の為替レートの差以外の原因で発生した為替差損の主な原因は、下記2点となります。

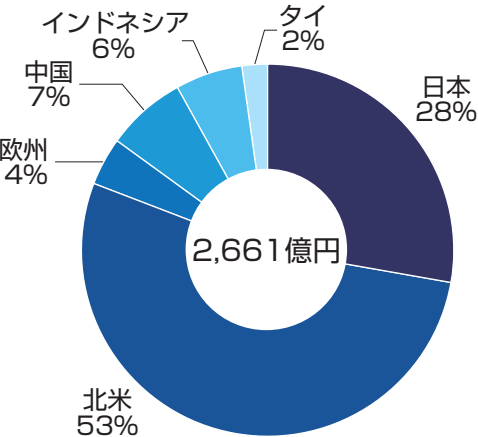
- ① 日本本社から海外子会社（北米・欧州）への外貨建て貸付金の為替換算差額で4.7億円
- ② メキシコの海外子会社が現地で米ドルでの借入を行っていたことによる為替換算差額で3.0億円

近年の当社グループのグローバルでのオペレーション拡大と為替の激しい乱高下の影響を受け、従来米ドルのみの事案が多かったものが、ユーロ、メキシコペソなど多くの通貨間で決済するケースが拡大しており、日本国内での外貨借入れ、海外での現地通貨による借入れなど為替リスクをヘッジし、為替変動の影響を可能な限り低減すべく尽力しております。

(注) 当事業年度とは

- (1) 北米・中国・インドネシア・タイ：平成28年1月～平成28年12月
- (2) 日本・欧州：平成28年4月～平成29年3月 となります。

＜セグメント別（地域別）売上高＞



(単位：億円)

		第120期 (平成28年3月期)	第121期 (平成29年3月期)	差
日	本	831	809	△22
北	米	1,669	1,531	△138
欧	州	109	116	7
中	国	194	200	5
インドネシア		166	163	△2
タイ		60	66	6
小計		3,029	2,885	△143
連結消去		△215	△224	△9
合計		2,813	2,661	△152

(2) 対処すべき課題

平成26年から発生した北米事業の生産混乱への対策、完成車メーカーによるグローバルでのプラットフォーム共通化への取組み、技術の差別化によるハイパフォーマンズブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの確立といった諸課題につきましては、平成30年度（2018年度）を最終年度とする新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2016」（以下aNF30-2016）の初年度として諸施策を講じた結果、一定の成果を上げることができました。

業績の更なる回復と持続的成長を目指し、aNF30-2016の達成に向けて取り組んでまいります。

① 新中期経営計画「aNF30-2016」

当社グループの長期目標であるGlobal30（OEMディスクブレーキパッド世界シェア30%の獲得）の達成に向け、新中期経営計画「aNF30-2016」を平成28年5月に発表いたしました。aNF30-2016は、「北米事業の立て直し」、「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」及び「ハイパフォーマンズブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」を目標に掲げ、これらを達成することにより「健全な財務体質への回復」を実現し、持続的な成長へと繋げる計画です。

<北米事業の立て直し>

平成26年年央から発生した生産混乱に起因したエキストラコストの影響で、平成27年度は北米事業において大幅な赤字の計上を余儀なくされました。当社は、この問題の解決を当社グループの最優先課題として捉え、早期の事業基盤再建に向けた抜本的な改革を実行中であります。現時点、計画していた北米事業の立て直しのための諸施策（マネジメント体制の強化、販売管理費・間接費コストの削減、収益性改善）の成果が計画以上の早いスピードで実現しており、平成29年度以降の黒字化の目途もつきました。引き続きオペレーションの改善と効率化を通じた生産の安定化に努め、一刻も早い目標実現を目指してまいります。

<製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立>

ビジネスの多様化が進む中、日本・北米・欧州・アジアの各地域の連携を深め、グローバルでの競争力を更に強化することを目的に、5つの製品別のビジネスユニットを発足させました。新しい体制への移行を新中期経営計画最終年度（平成31年3月末）までに完了させる計画です。事業部ごとの課題の抽出と仕組みの構築を加速させ、製品ごとの収益性を向上させるとともにさらなる競争力の強化を図り、早期のグローバルネットワークの確立を目指してまいります。

ビジネスユニット（ＢＵ）	発足	対象製品
H P B U	平成28年 1 月	H P (高性能量販車向け)ディスクブレーキ、パッド
Foundation B U	平成28年 1 月	ディスクブレーキ、ドラムブレーキなどメカ部品
インフラ&モビリティシステム B U	平成28年 4 月	産業機械用製品、鉄道車両用製品、センサー製品
Friction Material B U	平成28年10月	ブレーキパッド、ライニングなどの摩擦材製品
補修品 B U	平成28年10月	補修用製品

<ハイパフォーマンスブレーキ（高性能量販車用ブレーキ）ビジネスの拡大と欧州事業の新築>

ハイパフォーマンスブレーキビジネスについては、計画通り順調に進行中です。摩擦材も含め、当社製品に対する需要は高まりつつあります。ハイパフォーマンスブレーキキャリパー事業については、米国サウスカロライナ州コロンビア工場からスロバキア工場への生産移管により生産効率の向上を目指してまいります。

<健全な財務体質への回復>

北米事業の立て直しのための各施策は、計画を上回る早いペースで成果が実現し、初年度の収益は計画以上に改善することができました。

引き続き北米事業の平成29年度以降の黒字化に向けた事業基盤再建による収益性の改善を進め、徹底したコスト管理による不採算案件の是正により収益力を向上させ、有利子負債の削減を推進すること等により健全な財務体質への回復を進め、持続的成長に繋げてまいります。

② 継続企業の前提に関する重要事象等

平成26年度から北米自動車市場での急激な需要の増加に、当社の100%連結子会社である Akebono Brake Corporation（本社：米国ミシガン州、以下 A B C）において生産能力が追付かず、人員増加及び残業などによる労務費の増加、納期順守のための緊急輸送費などの追加費用が発生したことにより、平成26年度、27年度に2期連続で営業損失を計上し、かつ平成27年度決算において北米生産設備の多額の減損損失を計上したことから、平成27年度に一部の銀行借入れ及びコミットメントラインに求められていた財務制限条項に抵触する状況に陥りました。（但し、これらの財務制限条項については、関係銀行との協議のもと、適用免除の承諾を得て、当該借入もしくはコミットメントラインについて継続されております。）

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、当該重要事象等を解消、改善するための対応策を新中期経営計画「aNF30-2016」の柱の一つとして北米事業の改革を推進してきたことにより、A B Cの営業利益も前期△108億円、今期△29億円、次期予想+29億円と計画を上回るペースで回復してきており、連結営業キャッシュ・フローも前期の+75億円から今期は+141億円と大きく改善してきております。なお、メインバンクを中心に取引銀行各行とは緊密な好関係を維持しており、今後の継続的な支援についても合意をいただき、必要な新規の長期資金融資も受けております。

これらの状況を踏まえ、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は認められないと判断しております。



（３）設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資（無形固定資産を含む）は、総額で186.7億円となりました。その内訳は、日本37.5億円・北米94.5億円（リース物件の一部買い取り38億円を含む）・欧州16.0億円・中国20.2億円・インドネシア11.0億円・タイ7.5億円であります。それぞれの主な投資内容は、日本ではテストコース（Ai-Ring）の整備投資、北米ではハイパフォーマンズ（高性能量販車）向け及びGM向けの生産能力増強投資、欧州ではハイパフォーマンズ向け生産設備の増設投資、中国・インドネシアでは受注拡大に伴う生産能力増強投資、タイでは生産能力増強と鋳物工場建設投資であります。

（４）資金調達の状況

当事業年度における主な資金調達は、設備投資及びリファイナンス等に充当するため、長期借入金147.0億円を調達いたしました。

（５）重要な企業再編等の状況

当社は、平成28年４月１日を効力発生日として、完全子会社である曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社、株式会社APS及び曙センサーテクノロジー株式会社を簡易吸収合併しております。

(6) 財産及び損益の状況の推移

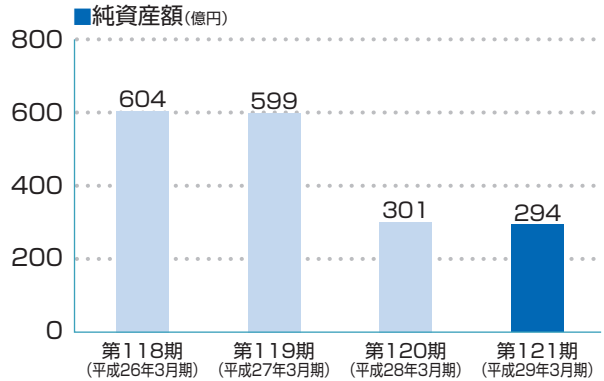
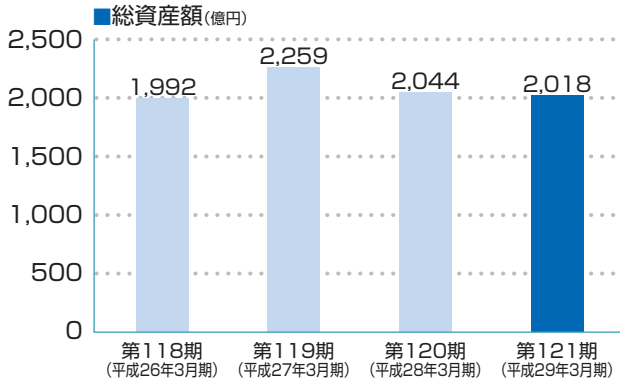
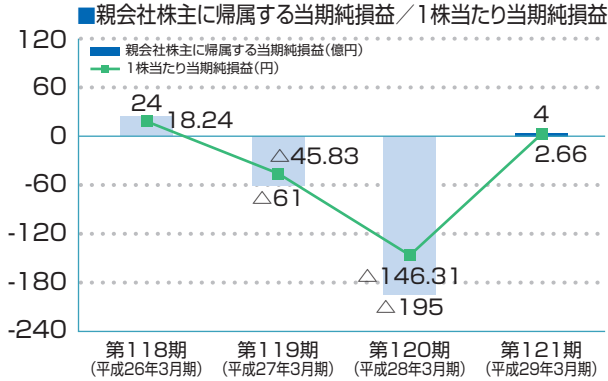
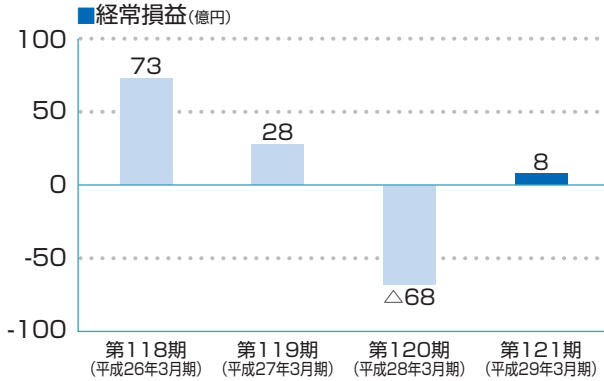
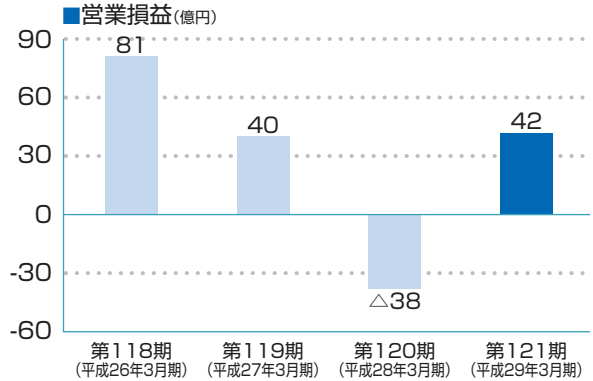
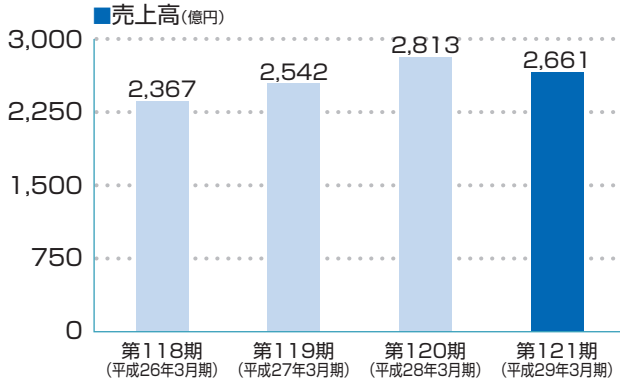
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第118期 (平成26年 3 月期)	第119期 (平成27年 3 月期)	第120期 (平成28年 3 月期)	第121期 (平成29年 3 月期)
売上高 (百万円)	236,665	254,157	281,341	266,099
営業損益 (百万円)	8,084	4,004	△3,761	4,223
経常損益 (百万円)	7,269	2,833	△6,815	761
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	2,423	△6,095	△19,462	354
1株当たり当期純損益 (円)	18.24	△45.83	△146.31	2.66
総資産額 (百万円)	199,198	225,894	204,404	201,790
純資産額 (百万円)	60,432	59,919	30,103	29,380

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第118期 (平成26年 3 月期)	第119期 (平成27年 3 月期)	第120期 (平成28年 3 月期)	第121期 (平成29年 3 月期)
売上高 (百万円)	86,056	83,491	80,669	80,454
営業損益 (百万円)	△1,875	△976	△907	1,668
経常利益 (百万円)	661	6,181	2,228	6,253
当期純損益 (百万円)	△59	1,413	△32,118	9,262
1株当たり当期純損益 (円)	△0.44	10.63	△241.40	69.55
総資産額 (百万円)	143,082	158,598	138,956	140,156
純資産額 (百万円)	48,194	53,911	13,982	24,537

連結業績の推移



(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
曙ブレーキ山形製造株式会社	100 百万円	100.0 %	ディスクブレーキパッド、クラッチフェーシング等の製造
曙ブレーキ福島製造株式会社	20 百万円	100.0 %	ブレーキライニング、産業機械・鉄道車両の摩擦材の製造
曙ブレーキ岩槻製造株式会社	20 百万円	100.0 %	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、鉄道車両用ブレーキの製造
曙ブレーキ山陽製造株式会社	94 百万円	100.0 %	ドラムブレーキ、ホイールシリンダー等の製造
株式会社曙ブレーキ中央技術研究所	100 百万円	100.0 %	ブレーキ装置の安全・公害・省資源の研究開発
株式会社アロックス	35 百万円	100.0 %	運送・梱包業
あけぼの123株式会社	13 百万円	100.0 %	建物内清掃業
株式会社曙アドバンスドエンジニアリング	30 百万円	100.0 %	高性能ブレーキシステムの研究開発
アケボノブレーキヨーロッパS.A.S.	128 百万米ドル	100.0 %	自動車部品の開発、製造及び販売
アケボノブレーキメキシコS.A. de C.V.	711 百万メキシコペソ	100.0 %	ディスクブレーキ、ドラムブレーキの製造及び販売
アケボノヨーロッパS.A.S.	12 百万ユーロ	100.0 %	ディスクブレーキパッドの製造、販売及び研究開発
アケボノブレーキスロバキアs.r.o.	32 百万ユーロ	100.0 %	ディスクブレーキの製造及び販売
アケボノアドバンスドエンジニアリング(UK)LTD.	50 千英ポンド	100.0 %	自動車部品の研究開発
P.T.アケボノブレーキアストラインドネシア	400 億IDR	50.0 %	ドラムブレーキ、ディスクブレーキ、ディスクブレーキパッド、ライニング、マスターシリンダーの製造及び販売
アケボノブレーキアストラベトナムCO., LTD.	626 億ベトナムドン	50.0 %	二輪用ディスクブレーキ、マスターシリンダーの製造及び販売
広州曙光制動器有限公司	62,074 千元	70.0 %	ディスクブレーキ、ドラムブレーキの製造及び販売
曙光制動器（蘇州）有限公司	74,334 千元	70.0 %	ディスクブレーキパッドの製造及び販売
アケボノブレーキ（タイランド）CO., LTD.	610 百万タイバツ	100.0 %	ディスクブレーキ、ディスクブレーキパッドの製造及び販売
エーアンドエムキャスティング（タイランド）CO., LTD.	607 百万タイバツ	74.9 %	自動車用鋳鉄部品の製造及び販売

- (注) 1. 出資比率は、直接及び間接所有の合計であります。
2. エーアンドエムキャスティング（タイランド）CO., LTD.は、平成28年11月より生産を開始しております。
3. 平成29年3月16日開催の取締役会決議に基づき、当社は完全子会社のアケボノブレーキヨーロッパN.V.よりアケボノヨーロッパS.A.S.の全株式及びアケボノブレーキスロバキアs.r.o.の全持分を取得しております。なお、アケボノブレーキヨーロッパN.V.は現在清算手続き中であります。

(8) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、各種ブレーキ装置及びその構成部品・関連部品の研究開発・製造・販売を行っている総合ブレーキメーカーであります。

自動車用製品

- ディスクブレーキ
- ディスクブレーキパッド
- ディスクローター
- コーナーモジュール
- ドラムブレーキ
- ドラムブレーキシュー
- ブレーキライニング



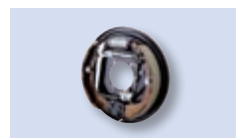
■ディスクブレーキ



■ディスクブレーキパッド



■ドラムブレーキ



■ブレーキライニング



車輪とともに回転するローターにピストンの力でパッドを押しつけ、その摩擦力を熱に換えることで自動車のスピードを下げ、停止させるブレーキシステム



車輪とともに回転するドラムにピストンの力でライニングを押しつけ、その摩擦力を熱に換えることで自動車のスピードを下げ、停止させるブレーキシステム

自動二輪車用製品

- ディスクブレーキ
- ディスクブレーキパッド
- マスターシリンダー

■ディスクブレーキ



■マスターシリンダー



鉄道車両用製品



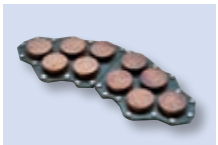
新幹線（N700系）

- ・新幹線用ディスクブレーキ
- ・新幹線用ディスクブレーキライニング
- ・鉄道車両用制輪子
- ・モノレール用ディスクブレーキ

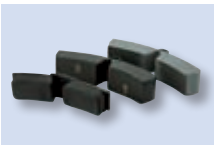
■新幹線用ディスクブレーキ



■新幹線用等面圧ディスクブレーキライニング



■鉄道車両用制輪子



■モノレール用ディスクブレーキ



産業機械用製品



フォークリフト

- ・フォークリフト用ドラムブレーキ
- ・エレベーター用ブレーキシュー
- ・ラフテレーンクレーン用ディスクブレーキ

■フォークリフト用ドラムブレーキ



■ラフテレーンクレーン用ディスクブレーキ

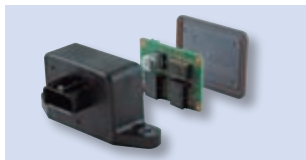


■エレベーター用ブレーキシュー



センサー製品

■センサクラスター（姿勢制御車載用）



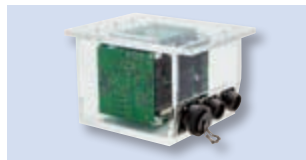
■コンクリート充填検知システム（ジューテnder）



■IT傾斜計測システム



■車両挙動監視装置（鉄道用）



(9) 主要な事業拠点（平成29年3月31日現在）

① 国内

当 社 本 店 ・ 本 社	グローバル本社（本店・東京都中央区日本橋小網町19番5号）
	Ai-City（本社・埼玉県羽生市東五丁目4番71号）
当 社 工 場	館林鋳造所（群馬県）
当 社 営 業 所	札幌営業所（北海道）、仙台営業所（宮城県）、関東営業所（埼玉県）、 首都圏営業所（東京都）、中部オフィス（愛知県）、大阪営業所（大阪府）、 広島営業所（広島県）、福岡営業所（福岡県）
子 会 社	曙ブレーキ山形製造株式会社（山形県）、曙ブレーキ福島製造株式会社（福島県）、 曙ブレーキ岩槻製造株式会社（埼玉県）、曙ブレーキ山陽製造株式会社（岡山県）

② 海外

北 米	本社：アケボノブレーキコーポレーション（アメリカ ミシガン州） 工場：アケボノブレーキ エリザベスタウンプラント（アメリカ ケンタッキー州） アケボノブレーキ グラスゴープラント（アメリカ ケンタッキー州） アケボノブレーキ クラークスビルプラント（アメリカ テネシー州） アケボノブレーキ コロンビアプラント（アメリカ サウスカロライナ州） アケボノブレーキメキシコS.A. de C.V.（メキシコ）
欧 州	アケボノヨーロッパS.A.S.（フランス） アケボノブレーキスロバキアs.r.o.（スロバキア）
ア ジ ア	PT.アケボノブレーキアストラインドネシア（インドネシア） アケボノブレーキアストラベトナムCO., LTD.（ベトナム） 広州曙光制動器有限公司（中国） 曙光制動器（蘇州）有限公司（中国） アケボノブレーキ（タイランド）CO., LTD.（タイ） エーアンドエムキャスティング（タイランド）CO., LTD.（タイ）

(注) 1. エーアンドエムキャスティング（タイランド）CO., LTD.は、平成28年11月より生産を開始しております。
2. 平成29年3月16日開催の取締役会決議に基づき、アケボノブレーキヨーロッパN.V.は現在清算手続き中であります。

(ご参考)

akebonoグループ拠点一覧

(本社・その他, 生産拠点, 開発拠点, 営業拠点)

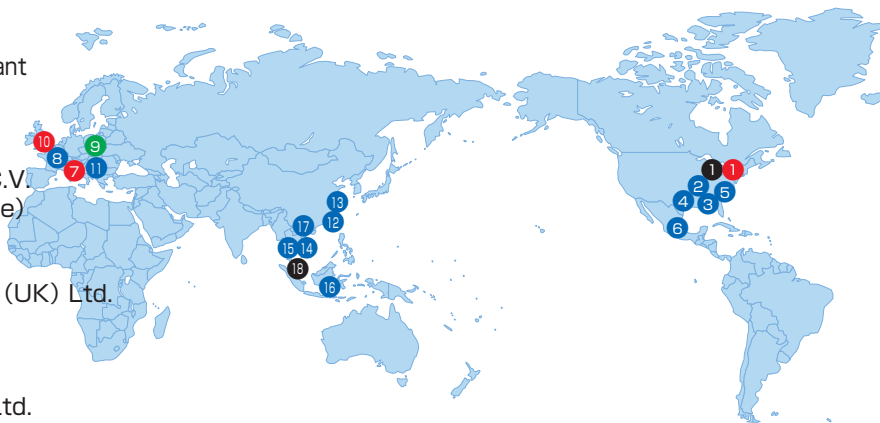
国内

- ①グローバル本社(本店)
- ②Ai-City(本社)
- ②Ai-City(開発)
- ③中部オフィス
- ④札幌営業所
- ⑤仙台営業所
- ②関東営業所
- ①首都圏営業所
- ⑥大阪営業所
- ⑦広島営業所
- ⑧福岡営業所
- ⑨Ai-Ring
- ⑩館林鋳造所
- ⑪曙ブレーキ山形製造株式会社
- ⑫曙ブレーキ福島製造株式会社
- ⑬曙ブレーキ岩槻製造株式会社
- ⑭曙ブレーキ山陽製造株式会社
- ②株式会社曙ブレーキ中央技術研究所
- ②あけぼの123株式会社
- ②株式会社ネオストリート
- ⑬株式会社アロックス
- ②株式会社曙アドバンスドエンジニアリング



海外

- ①Akebono Brake Corporation
 - ①Akebono Engineering Center
 - ②Akebono Brake, Elizabethtown Plant
 - ③Akebono Brake, Glasgow Plant
 - ④Akebono Brake, Clarksville Plant
 - ⑤Akebono Brake, Columbia Plant
 - ⑥Akebono Brake Mexico S.A. de C.V.
 - ⑦Akebono Europe S.A.S. (Gonesse)
 - ⑧Akebono Europe S.A.S. (Arras)
 - ⑨Akebono Europe GmbH
 - ⑩Akebono Advanced Engineering (UK) Ltd.
 - ⑪Akebono Brake Slovakia s.r.o.
 - ⑫広州曙光制動器有限公司
 - ⑬曙光制動器(蘇州)有限公司
 - ⑭Akebono Brake (Thailand) Co., Ltd.
 - ⑮A&M Casting (Thailand) Co., Ltd.
 - ⑯PT. Akebono Brake Astra Indonesia
 - ⑰Akebono Brake Astra Vietnam Co., Ltd.
 - ⑱シンガポール駐在員事務所
- ※①①②③④⑤アメリカ、⑥メキシコ、⑦⑧フランス、⑨ドイツ、⑩イギリス、⑪スロバキア、⑫⑬中国、⑭⑮タイ、⑯インドネシア、⑰ベトナム、⑱シンガポール



(10) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
国 内	3,175名	49名（減）
海 外	6,282名	268名（増）
合 計	9,457名	219名（増）

（注）従業員数には、嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数1,583名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,135名	64名（増）	42.8才	18.0年

- （注） 1. 従業員数には、出向者849名並びに嘱託・臨時工員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数106名は含まれておりません。
2. 従業員数が前期末に比べ64名増加しておりますが、これは主として当事業年度において曙ブレーキ産機鉄道部品販売株式会社を簡易吸収合併したことによるものであります。

(11) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	17,737
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	17,369
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	14,285
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	14,145

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 440,000,000株
- ② 発行済株式の総数 135,992,343株
(自己株式数2,784,786株を含む。)
- ③ 株主数 15,379名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	15,495 千株	11.6 %
R O B E R T B O S C H L . L . C .	12,597	9.4
い す ゞ 自 動 車 株 式 会 社	12,111	9.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,151	3.8
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT - DOMESTIC CUSTODY SERVICES	3,900	2.9
ア イ シ ン 精 機 株 式 会 社	3,133	2.3
曙 ブ レ ー キ 誠 和 魂 従 業 員 持 株 会	2,381	1.7
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	2,000	1.5
K Y B 株 式 会 社	2,000	1.5
セ コ ム 株 式 会 社	2,000	1.5

(注) 1. 当社は、自己株式を2,784,786株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が有する新株予約権の状況（平成29年3月31日現在）

区分	新株予約権の名称 (割当日)	新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 株式の数	新株予約権 1個当たりの 発行価額	権利行使期間	取締役(社外取締役を除く)		
						保有者数	保有数	目的となる 株式の数
A (中期)	第8回新株予約権 (平成24年7月5日)	31個	3,100株	33,200円	平成27年7月6日～ 平成30年7月5日	2名	31個	3,100株
	第9回新株予約権 (平成25年6月28日)	67個	6,700株	42,900円	平成28年6月29日～ 平成31年6月28日	2名	38個	3,800株
	第10回新株予約権 (平成26年6月19日)	558個	55,800株	45,500円	平成29年6月20日～ 平成32年6月19日	4名	288個	28,800株
B (長期)	第5回新株予約権 (平成20年6月20日)	176個	17,600株	無償	平成20年6月21日～ 平成50年6月20日	2名	176個	17,600株
	第6回新株予約権 (平成22年6月21日)	506個	50,600株	無償	平成22年6月22日～ 平成52年6月21日	2名	506個	50,600株
	第7回新株予約権 (平成23年6月20日)	981個	98,100株	無償	平成23年6月21日～ 平成53年6月20日	3名	981個	98,100株
	第8回新株予約権 (平成24年7月5日)	172個	17,200株	33,100円	平成24年7月6日～ 平成54年7月5日	4名	144個	14,400株
	第9回新株予約権 (平成25年6月28日)	383個	38,300株	42,900円	平成25年6月29日～ 平成55年6月28日	4名	189個	18,900株
	第10回新株予約権 (平成26年6月19日)	1,145個	114,500株	44,700円	平成26年6月20日～ 平成56年6月19日	4名	589個	58,900株

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの株式の数は、当社普通株式100株であります。
2. 新株予約権の行使時の払込金額は、1株当たり1円であります。
3. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」には、使用人等が保有する新株予約権の数及び当該新株予約権の目的となる株式の数が含まれております。
4. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有しておりません。

② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長 執行役員会長兼社長	信 元 久 隆	
代 表 取 締 役 執 行 役 員 副 社 長	荻 野 好 正	社長補佐 企画・管理管掌 CFO アケボノヨーロッパS.A.S. Chairman
代 表 取 締 役 執 行 役 員 副 社 長	松 本 和 夫	生産全般 投資戦略企画室担当 アジア事業担当
取 締 役 専 務 執 行 役 員	宮 嶋 寛 二	北米事業担当 アケボノブレキコーポレーション Chairman アケボノブレキメキシコ S.A. de C.V. Chairman
取 締 役	伊 藤 邦 雄	一橋大学大学院商学研究科特任教授 一橋大学CFO教育研究センター長 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授 住友化学株式会社 社外取締役 小林製薬株式会社 社外取締役 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 社外取締役 東レ株式会社 社外取締役
取 締 役	鶴 島 琢 夫	
取 締 役	岡 崎 健	東京工業大学特命教授 九州大学WPI招聘教授
常 勤 監 査 役	岡 田 拓 信	
常 勤 監 査 役	奥 村 健	
監 査 役	遠 藤 今朝夫	遠藤公認会計士事務所 代表公認会計士 ABS監査法人 代表社員 キャリアリンク株式会社 社外取締役
監 査 役	淡 輪 敬 三	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 代表理事副会長 株式会社キトー 社外取締役 インヴァスト証券株式会社 社外取締役 株式会社ZMP 社外監査役 株式会社ツバキ・ナカシマ 社外取締役 株式会社リブセンス 社外取締役
監 査 役	片 山 智 裕	片山法律会計事務所 代表

(注) 1. 平成28年6月17日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって、取締役伊藤高及び斉藤剛の両氏は辞任により退任いたしました。

2. 平成28年6月17日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって、監査役宇津木聡及び本間通義の両氏は辞任により退任いたしました。また、同総会において、監査役岡田拓信及び片山智裕の両氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 取締役伊藤邦雄、鶴島琢夫及び岡崎健の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役伊藤邦雄及び岡崎健の両氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。
5. 監査役遠藤今朝夫、淡輪敬三及び片山智裕の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役遠藤今朝夫、淡輪敬三及び片山智裕の3氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。
7. 監査役岡田拓信及び奥村健の両氏は、長年にわたり財務・経理業務を担当した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役遠藤今朝夫及び片山智裕の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出を行っております。
9. 当事業年度末日以降の変更
 - ・平成29年5月23日開催の取締役会において、同年7月1日付で以下の変更を行うことを決議いたしました。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 執 行 役 員 副 社 長	荻 野 好 正	社長補佐 企画・管理管掌 CFO 北米事業担当 アケボノプレーキコーポレーション Chairman アケボノヨーロッパS.A.S. Chairman

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				人数 (名)
		固定報酬 (金銭)	業績連動報酬			
			短期 (金銭)	中期 (新株予約権)	長期 (新株予約権)	
取締役	184	184	－	－	－	9
監査役	51	51	－	－	－	7
合計 (うち社外役員)	234 (41)	234 (41)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	16 (7)

(注) 1. 上記には、平成28年6月17日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人数は、取締役7名及び監査役5名であります。

2. 株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額（年額）

(1) 取締役

固定報酬	300百万円
短期業績連動報酬	120百万円（社外取締役を除く）
中期業績連動報酬	60百万円（社外取締役を除く）
長期業績連動報酬	120百万円（社外取締役を除く）

(2) 監査役

固定報酬	60百万円
------	-------

③ 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社では役員報酬決定の基本方針を下記のように定めています。

1. 優秀人材の確保と啓発
2. 企業業績と企業価値の持続的な向上の動機づけ
3. 公正かつ合理性の高い水準

取締役の報酬は、客観性かつ公平性の高い報酬制度とするため、役員報酬諮問委員会を設置して、同委員会での役員報酬に関する基本事項についての審議に基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っております。

社外取締役を除く取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されております。

業績連動報酬は前年度の会社業績及び個人業績に応じて決定いたします。業績連動報酬の最高額は固定報酬の100%とし、その内訳は短期業績連動報酬を40%（金銭）、中期業績連動報酬を20%（新株予約権）、長期業績連動報酬を40%（新株予約権）としております。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

監査役の報酬は、株主総会において承認された範囲内で、監査役の協議に基づき各人への配分を決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主要な活動の状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
伊 藤 邦 雄	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会13回のすべてに出席し、経営学及び会計学に関する学識経験者としての専門的見地に基づき、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
鶴 島 琢 夫	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会13回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、ディスクロージャーの観点をはじめ、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
岡 崎 健	社外取締役	当事業年度に開催した取締役会13回のすべてに出席し、豊富な技術面での専門的知識を有する学識経験者として、経営全般に関し、客観的かつ中立的な立場から必要な発言を行っております。
遠 藤 今朝夫	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会13回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から客観的かつ必要な発言を行っております。
淡 輪 敬 三	社外監査役	当事業年度に開催した取締役会13回のうち12回に出席し、また監査役会14回のうち13回に出席し、主に経営、組織、人事に関するコンサルタントとしての幅広い経験と識見から客観的かつ必要な発言を行っております。
片 山 智 裕	社外監査役	平成28年6月17日付で社外監査役に就任以降、当事業年度に開催した取締役会9回のすべてに出席し、また監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士・公認会計士としての幅広い経験と識見から客観的かつ必要な発言を行っております。

(注) 重要な兼職の状況及び当社との関係につきましては、40ページ「(3) 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。

② 責任限定契約の概要

当社は社外役員として優れた人材を迎えるため、現行定款において、社外役員との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これにより、当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し損害賠償を負うべき場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。

(5) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	71百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び社内関係部署より必要な資料及び情報を入手し、会計監査人の監査計画の内容、監査報酬見積の算出根拠、及び非監査業務の内容とその報酬額などが適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬額等について同意の判断をいたしました。
3. 重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査又はレビューを受けております。
4. 当社は会計監査人に対して、非監査業務として、財務調査等に係る業務を委託しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査能力・監査品質等を総合的に勘案し会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると監査役会が判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i. 基本的な考え方

当社及び当社グループ企業のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準などからなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。

コンプライアンス活動を推進していくため、代表取締役社長の指示のもと、コンプライアンス委員会を設置し、ひとりひとりがコンプライアンスの考え方に則った行動をとるように、役員及び従業員の教育を行い、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告し、また、内部監査部門からも当社各部門及び当社グループ企業のそれぞれにおける実施状況を取締役・監査役に定期的に報告する。

また、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、派遣社員も含めた当社及び当社グループ企業の従業員全員からの相談を受け付ける。社内相談窓口は、当社及び当社グループ企業の主な拠点に相談窓口担当者をおき、従業員はどの相談窓口担当者にも相談できる。社外相談窓口は専門機関に委託し、ホットラインを設置する。相談窓口で受け付けた相談内容の事実確認はコンプライアンス委員会が中心となって行い、調査の結果、問題が発覚した場合には、同委員会が中心となって是正措置を講じて、再発防止を図る。相談窓口は匿名の相談も受け付ける。当社及び当社グループ企業は、相談者からの相談内容及び個人情報を守り、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。

当社及び当社グループ企業のコンプライアンスをさらに推進していくため、当社グループ企業のそれぞれにコンプライアンス推進責任者をおき、当社及び当社グループ企業で発生する可能性の高いコンプライアンスのリスクを想定し、その予防体制を整備する。

ii. 重点的に取り組む内容

- (イ) 当社及び当社グループ企業は社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底する。当社及び当社グループ企業の総務担当部署を中心として、平時より反社会的勢力に関する情報を収集することにより反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、そうした勢力による被害を防止することに努めるとともに、有事においては、必要に応じて外部の専門機関とも連携して、全社をあげて適切な対応をとるものとする。
- (ロ) 当社及び当社グループ企業は各国競争法による規制、とりわけカルテルの規制を遵守するため、競争法による禁止行為を明示した上、競合他社又は事業者団体との接触、情報保存、文書作成のルールを明確にする。当社及び当社グループ企業の営業部門及び法務担当部署は相互に連携して、違反を疑われる行為がないかを確認するものとし、万が一当社及び当社グループ企業並びに取引先による違反行為が発覚した場合には、コンプライアンス委員会に報告し、取締当局と協力して被害の拡大を防止することに努めるものとする。
- (ハ) 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

当社は文書管理規定に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録・保存し、管理する。文書管理規定には、文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定める。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

現在、当社及び当社グループ企業の各部門で管理しているリスクを統合して、リスク管理体制を構築するため、当社及び当社グループ企業のリスク管理の推進組織として、代表取締役社長を委員長とし、各年度の全社的な重点リスクの所管部署の責任者及び委員長が選んだメンバーによるリスク管理委員会を設置する。

リスク管理委員会は、取締役会で承認されたリスク管理に関する目標・計画の策定とその実施、リスク管理に関する社内規定の策定、リスク管理実施状況・有効性の評価、及びリスク管理システムに関する是正・改善対策の策定及び実施などを行う。また、同委員会は、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

当社の事業及び業績に重大な影響を与えると考えられるリスクについては、毎年影響度の評価を行い、全社的な重点リスクを選定して、的確な対処策・目標・達成スケジュールを策定し、発生の可能性又はその被害を低減させるための活動を実施する。

当社及び当社グループ企業の各部門の責任者は、当社及び当社グループ企業の全社的な重点リスク以外に、各部門で取り組むべき重点リスクを選定して、的確な対処策・目標・達成スケジュールを策定し、発生の可能性又はその被害を低減させるための活動を実施する。

また、地震やその他の災害などの危機が発生した場合に、被害（影響、損失）を最小限とするため、対応マニュアルを作成・配布するとともに訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備える。

④当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ企業は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。

当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとる。さらに、事前審議にあたり、電子媒体を活用して

経営情報、審議情報などを事前に共有し、情報伝達の効率化を図る。

決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会、執行役員会などにおいて適宜報告し、また、監査役及び内部監査部門もこれを定期的に監査する。

⑤当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は、当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を整備するための社内規定を定めるとともに、当社グループ企業の管理を行う担当部署を定める。

当社取締役及び当社グループ企業のそれぞれの責任者は、当社及び当社グループ企業の各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

当社の監査役及び内部監査部門は、海外も含めた当社グループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。

当社及び当社グループ企業において、業務の適正をさらに確保していくため、当社を中心に当社グループ企業のそれぞれの職務権限規定を定める。また、当社グループ企業のそれぞれの監査役は、会計監査権限のみならず、業務監査権限も有するものとする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフ（以下「監査役室スタッフ」という。）を配置する。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室スタッフの取締役からの独立性及び監査役室スタッフに対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役室スタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査役室スタッフの人事、評価、懲戒処分を行うに際しては監査役会との協議を要するものとする。監査役室スタッフは、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保する。

⑧当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び従業員並びに当社グループ企業のそれぞれの役員及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び当社グループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査役に報告する。

当社及び当社グループ企業は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会などの重要会議に出席する。監査役全員が、これらの会議に先立ち電子媒体を活用して事前に提供される関係文書・資料を閲覧し、また、必要に応じて取締役又は従業員に追加の説明・報告を求めることができるものとする。

⑨監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査部門からも業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

監査役会は、当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

（7）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準やコンプライアンス規定等を整備し、定期的なコンプライアンス委員会の開催をはじめとしたコンプライアンス活動を行っております。コンプライアンス委員会において承認された年間活動計画に沿って、コンプライアンステストやヒアリ

ング、カルテル・インサイダー取引防止を含む各種研修など、社員のコンプライアンス意識向上のための各種施策を実施しております。

なお、コンプライアンス活動の推進は、平成27年11月に公表した不適切会計の再発防止を目的として発足した業務改革推進委員会での議論も反映し、実効性を重視したものとしております。

社内・社外相談窓口に寄せられた相談については、適宜必要な調査を実施し、適切に対応しております。また、コンプライアンス活動状況と相談窓口への相談内容については、定期的に取締役会に報告しております。

②リスク管理に関する取組みの状況

当社は、リスク管理規定の整備を通じ、リスク低減や被害の最小限度化のためのリスク管理体制の整備に取り組んでおります。また、リスク管理委員会が当社全体の重点リスクと対処方針を決定し、対処策の指示やその実施状況と有効性の監視を行っており、これに加えて下部組織であるリスク評価委員会が、部門別重点リスクの分析や対応計画の指示・確認等を定期的に行うことで、適切にリスクマネジメント活動のPDCAサイクルを実行できるよう管理しております。

③職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況

当社は、定期的ないし必要に応じて取締役会を開催しており、また、その事前審議体として経営会議を始めとした重要会議を開催しております。さらに、取締役会の付議基準の見直しを実施するなど、的確かつ迅速に効率的な意思決定を図るための工夫を継続的に行っております。その他、決裁権限規定等を整備して責任と権限の範囲を明確化するなど、職務執行の効率性を確保するための体制整備に取り組んでおります。

④監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

当社は、定期的ないし必要に応じて監査役会を開催するのみならず、取締役会をはじめとした重要会議体への出席や取締役との意見交換会など、経営や業績に重大な影響を及ぼす事項などを迅速に検討・対応するための活動を行っております。また、監査役は、会計監査人との定期的なミーティング、内部監査を担当する監査部との月次報告会などの連携を図っております。かかる監査役の業務執行をサポートするため、監査役室（専任のスタッフ1名を配置）を設置しております。

(8) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な

対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております(以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。)

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

i. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を『私達は、「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。』と定め、経営方針である「お客様第一」「技術の再構築」「グローバルネットワークの確立」に基づき、プレーキ製品関連事業に経営資源を集中した事業展開により、業績の拡大を目指しております。

当社の長期目標であるGlobal30（OEMディスクブレーキパッド世界シェア30%の獲得）の達成に向け、昨年、平成30年度を最終年度とする新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2016」を策定いたしました。製品別の事業展開をグローバルベースで行うことを基軸とした更なる競争力の強化、経営基盤の確立を図ります。新中期経営計画は「北米事業の立て直し」「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」及び「ハイパフォーマンス（高性能量販車）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」の目標を掲げ、これらの目標を達成することにより「健全な財務体質への回復」を実現し、持続的成長に繋げてまいります。

概要は以下のとおりです。

<北米事業の立て直し>

平成26年年央から発生した生産混乱に起因したエキストラコストの影響で、昨年度は北米事業において大幅な赤字の計上を余儀なくされました。当社は、この問題の解決を当社グループの最優先課題として捉え、早期の事業基盤再建に向けた現地主導によるマネジメント体制を強化することにより組織の抜本的な改革を実行中であります。具体的には、外部機関の支援も得て、事業の現状の再把握と課題及び問題点のレビュー、商品群の収益性の再レビュー、生産拠点の最適化、販売管理費の削減、間

接コストの低減、品質安定及び緊急出荷の削減、マネジメントレベルの入替、人員の適正化など諸施策を実施しております。また、売上重視から脱却し利益重視に転換し、原価低減による採算性を優先するとともに、生産コストのムダも徹底的に排除することにより収益性の改善を図り、経営の改革をさらに加速いたします。昨年米国で実績のある人財を最高経営責任者CEOとして採用し、次いで最高財務責任者CFOも新規採用し、経営体制を一新しております。

＜製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立＞

グローバルレベルでビジネスの多様化が進む中、当社は、日本・北米・欧州・アジアの各地域で展開しているビジネスの連携を更に深めることを目的に、地域を限定しない製品別事業部制を発足いたしました。この新組織は営業・開発・調達・生産などの機能を製品別に振り分け、グローバルで知見を共有することにより、多様化するお客様ニーズに対応してまいります。そのために、まずはディスクブレーキ及び摩擦材における「標準」を確立し、グローバルでのデータベースを構築しながら、S+t（標準化+特性）をベースにした製品戦略を推進し、グローバルでのビジネス拡大を目指します。具体的には、①ハイパフォーマンズブレーキ事業、②インフラモビリティ（産機・鉄道・センサー、新規等）事業、③補修品事業、④フリクション（摩擦材）事業、⑤ファウンデーションブレーキ（車両搭載用ブレーキ）事業の5つのビジネスユニット（BU）により、それぞれの製品を軸にしたグローバル展開を実行いたします。

＜ハイパフォーマンズ（高性能量販車）ビジネスの拡大と欧州事業の新築＞

これまで、欧州ではフランスのAkebono Europe S.A.S.にて摩擦材を製造しておりましたが、スロバキアのAkebono Brake Slovakia s.r.o.にてディスクブレーキを製造することにより、欧州において一貫した生産供給体制の確立を目指します。また、昨年新設したハイパフォーマンズ向けビジネスを専任とするBUが主体となり、欧州事業拡大の試金石となったハイパフォーマンズ向けの技術を現在の日本・北米・アジアにおける量販車向け技術に融合・適用させ、より一層の差別化を図り、グローバルレベルでの展開に繋げ

てまいります。

＜健全な財務体質への回復＞

ビジネスの積極的な拡大を目指した売上至上主義により、生産能力を大幅に上回る受注を受けた結果、生産混乱に起因したエキストラコストが発生したこと等で、昨年度は北米事業で類を見ない赤字を計上するに至りました。この教訓を踏まえ、利益及びキャッシュの捻出を最優先とし、北米の事業基盤再建による収益性の改善を始め、徹底したコスト管理による不採算案件の是正により収益力を向上させ、有利子負債の削減を推進し健全な財務体質への回復を進め、持続的成長に繋げてまいります。

ii. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の中期経営計画に基づく取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものですから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

③本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策を設定いたします。

この当社株券等の大量買付行為への対応策は、株主総会において承認可決されたことを停止条件とします。当該対応策及び③の取組みに関する当社取締役会の考え方の詳細は14ページから20ページに記載のとおりです。

連結計算書類

■ 連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在) (単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
■ 資産の部		■ 負債の部	
流 動 資 産	75,761	流 動 負 債	94,176
現 金 及 び 預 金	15,564	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	29,330
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	34,045	短 期 借 入 金	22,580
商 品 及 び 製 品	4,165	一 年 内 返 済 長 期 借 入 金	24,355
仕 掛 品	1,923	リ ー ス 債 務	638
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	14,301	未 払 法 人 税 等	542
未 収 入 金	3,644	未 払 費 用	7,953
繰 延 税 金 資 産	978	繰 延 税 金 負 債 金	0
そ の 他	1,263	賞 与 引 当 金	1,778
貸 倒 引 当 金	△123	設 備 関 係 支 払 手 形	1,875
固 定 資 産	126,029	そ の 他	5,125
有 形 固 定 資 産	105,010	固 定 負 債	78,234
建 物 及 び 構 築 物	26,457	長 期 借 入 金	66,436
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	47,239	リ ー ス 債 務	4,044
土 地	21,269	長 期 未 払 金	500
建 設 仮 勘 定	7,419	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	31
そ の 他	2,626	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,233
無 形 固 定 資 産	2,092	繰 延 税 金 負 債	1,397
投 資 そ の 他 の 資 産	18,927	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,155
投 資 有 価 証 券	12,902	そ の 他	438
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,936	負 債 合 計	172,410
繰 延 税 金 資 産	801	■ 純資産の部	
そ の 他	1,298	株 主 資 本	11,977
貸 倒 引 当 金	△11	資 本 金	19,939
資 産 合 計	201,790	資 本 剰 余 金	12,935
		利 益 剰 余 金	△19,020
		自 己 株 式	△1,878
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	13,088
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,584
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,741
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,541
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	222
		新 株 予 約 権	174
		非 支 配 株 主 持 分	4,140
		純 資 産 合 計	29,380
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	201,790

■ 連結損益計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額	
売 上 高		266,099
売 上 原 価		239,535
売 上 総 利 益		26,563
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,340
営 業 利 益		4,223
営 業 外 収 益		684
受 取 利 息	110	
受 取 配 当 金	310	
そ の 他	264	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,483	
為 替 差 損	1,164	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	10	
製 品 補 償 費	378	
減 価 償 却 費	14	
開 業 費 償 却	216	4,146
そ の 他	881	
経 常 利 益		761
特 別 利 益		2,285
固 定 資 産 売 却 益	68	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	807	
補 助 金 収 入	1,209	
事 業 構 造 改 善 引 当 金 戻 入 額	202	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	320	
減 損 損 失	146	466
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,581
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,576	
法 人 税 等 調 整 額	△263	1,313
当 期 純 利 益		1,268
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		914
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		354

■ 連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,939	12,971	△19,373	△1,980	11,558
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			354		354
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△37		103	66
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△37	354	102	419
当期末残高	19,939	12,935	△19,020	△1,878	11,977

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	3,291	6,741	3,307	△1,090	12,249	240	6,057	30,103
当期変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益								354
自己株式の取得								△1
自己株式の処分								66
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,293	－	△1,766	1,313	839	△66	△1,916	△1,142
当期変動額合計	1,293	－	△1,766	1,313	839	△66	△1,916	△723
当期末残高	4,584	6,741	1,541	222	13,088	174	4,140	29,380

(ご参考：監査対象外)

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	2,581
減価償却費	11,878
減損損失	146
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	23
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△192
事業構造改善引当金の増減額 (△は減少)	△471
受取利息及び受取配当金	△420
持分法による投資損益 (△は益)	10
支払利息	1,483
固定資産除売却損益 (△は益)	252
投資有価証券売却損益 (△は益)	△807
売上債権の増減額 (△は増加)	1,703
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,193
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,298
その他	1,337
小計	16,628
利息及び配当金の受取額	420
利息の支払額	△1,487
法人税等の支払額	△2,309
法人税等の還付額	887
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,138
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△18,287
国庫補助金等による収入	1,158
有形固定資産の売却による収入	499
無形固定資産の取得による支出	△383
投資有価証券の取得による支出	△19
投資有価証券の売却による収入	1,057
その他	88
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,887
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	784
長期借入れによる収入	14,700
長期借入金の返済による支出	△16,124
配当金の支払額	△3
非支配株主への配当金の支払額	△770
セール・アンド・リースバックによる収入	874
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△2,257
自己株式の増減額 (△は増加)	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,796
現金及び現金同等物に係る換算差額	△294
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,839
現金及び現金同等物の期首残高	20,403
現金及び現金同等物の期末残高	15,564

計算書類（単体）

貸借対照表（平成29年3月31日現在）

（単位：百万円未満四捨五入）

科 目	金 額	科 目	金 額
■ 資産の部		■ 負債の部	
流 動 資 産	48,889	流 動 負 債	53,580
現金及び預金	12,468	支払手形	161
受取手形	779	電子記録債権	6,907
売掛金	13,563	買掛金	9,628
商品及び製品	569	短期借入金	13,090
仕掛品	19	一年内返済長期借入金	15,947
原材料及び貯蔵品	490	リース債権	2
前払費用	253	未払金	504
関係会社短期貸付金	5,234	未払費用	2,639
未収入金	15,255	未払法人税等	209
繰延税金資産	490	未払消費税等	294
その他の当金	5	預り金	1,573
貸倒引当金	△237	賞与引当金	821
固 定 資 産	91,267	設備関係電子記録債権	1,782
有形固定資産	40,501	その他の	23
建物	10,174	固 定 負 債	62,039
構築物	2,765	長期借入金	56,927
機械装置	7,678	リース債権	11
車両運搬具	94	繰延税金負債	1,418
工具器具備品	1,085	長期未払金	500
土地	18,284	再評価に係る繰延税金負債	3,155
リース資産	13	その他の	28
建設仮勘定	407	負 債 合 計	115,619
無形固定資産	863	■ 純資産の部	
ソフトウェア	736	株 主 資 本	13,038
その他の	127	資 本 金	19,939
投資その他の資産	49,903	資 本 剰 余 金	14,145
投資有価証券	12,546	資 本 準 備 金	4,993
関係会社株式	41,446	その他資本剰余金	9,153
関係会社出資金	4,871	利 益 剰 余 金	△19,185
長期前払費用	75	その他利益剰余金	△19,185
前払年金費用	3,073	繰越利益剰余金	△19,185
その他の	573	自 己 株 式	△1,862
貸倒引当金	△11	評価・換算差額等	11,324
投資損失引当金	△12,671	その他有価証券評価差額金	4,583
資 産 合 計	140,156	土地再評価差額金	6,741
		新株予約権	174
		純 資 産 合 計	24,537
		負債及び純資産合計	140,156

損益計算書

(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

科 目	金 額	
売 上 高		80,454
売 上 原 価		68,912
売 上 総 利 益		11,542
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,874
営 業 利 益		1,668
営 業 外 収 益		8,050
受 取 利 息	106	
受 取 配 当 金	308	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	5,420	
関 係 会 社 受 取 地 代 家 賃	487	
関 係 会 社 賃 貸 収 入	1,268	
そ の 他	462	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	541	
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	1,287	
為 替 差 損	687	
製 品 補 償 費	231	
そ の 他	719	3,464
経 常 利 益		6,253
特 別 利 益		4,137
固 定 資 産 売 却 益	18	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	807	
補 助 金 収 入	1,158	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	942	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	1,213	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	32	
子 会 社 整 理 損	703	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	440	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	1	1,177
税 引 前 当 期 純 利 益		9,213
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	352	△49
法 人 税 等 調 整 額	△401	
当 期 純 利 益		9,262

■ 株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円未満四捨五入)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	19,939	4,993	9,189	14,182	△28,447	△28,447	△1,964	3,710
当期変動額								
当期純利益					9,262	9,262		9,262
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			△37	△37			103	66
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△37	△37	9,262	9,262	102	9,328
当期末残高	19,939	4,993	9,153	14,145	△19,185	△19,185	△1,862	13,038

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	3,291	6,741	10,032	240	13,982
当期変動額					
当期純利益					9,262
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					66
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,293	—	1,293	△66	1,227
当期変動額合計	1,293	—	1,293	△66	10,555
当期末残高	4,583	6,741	11,324	174	24,537

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月19日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 津 田 良 洋 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大和田 貴 之 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 津 田 良 洋 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大和田 貴 之 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、曙ブレーキ工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月22日

曙ブレーキ工業株式会社	監査役会	
常勤監査役	岡田 拓信	印
常勤監査役	奥村 健	印
社外監査役	遠藤今朝夫	印
社外監査役	淡輪 敬三	印
社外監査役	片山 智裕	印

以上

株式事務のご案内

事業年度：4月1日～翌年3月31日

期末配当金受領株主
確定日：3月31日

中間配当金受領株主
確定日：9月30日

定時株主総会：毎年6月

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座 口座管理機関

同 連 絡 先：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
Tel 0120-232-711（通話料無料）

上場証券取引所：東京証券取引所

単 元 株 式 数：100株

証 券 コ ー ド：7238

公 告 の 方 法：電子公告により行う

公告掲載URL <http://www.akebono-brake.com/>
(但し、事故その他のやむを得ない理由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に公告いたします。)

【お知らせ】

- (1) 株主様の住所変更、買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- (2) 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、下記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
- (3) 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

【株式に関するマイナンバーのお届出について】

お住まいの市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きで必要となります。このため、株主様から、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）へマイナンバーをお届出いただく必要がございます。

【株式に関するお手続きについて】

○ 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容		お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（＊）	特 別 口 座 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 Tel 0120-232-711（通話料無料）	特別口座管理機関および株主名簿管理人の事務拠点移転に伴い、平成29年8月14日以降の連絡先は、以下のとおりとなります。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711（通話料無料） 【郵送先】〒137-8081 新東京郵便局私書箱29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株 主 名 簿 管 理 人	[手続き書類のご請求方法] ○音声自動応答電話によるご請求 0120-244-479（通話料無料） ○インターネットによるダウンロード http://www.mufg.jp/daikou/	

（＊）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○ 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容		お問合せ先	
○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株 主 名 簿 管 理 人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 Tel 0120-232-711（通話料無料）	株主名簿管理人の事務拠点移転に伴い、平成29年8月14日以降の連絡先は、以下のとおりとなります。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711（通話料無料） 【郵送先】〒137-8081 新東京郵便局私書箱29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。		

— ブランドスローガン —

"さりげない安心と感動する制動を"

— ブランドステートメント —

akebonoは創業以来、ブレーキの本質にこだわり、
安全で安心な毎日を支える技術を、
ひたむきに研ぎ上げてきました。

暮らしの一步先を見つめ、
お客様の喜ぶシーンをワクワクしながら想像し、
その実現に向けて挑戦していきます。

さりげない安心と感動する制動を。
世界中の皆様の笑顔を願って。

2005年制定



※上写真: Ai-City(本社: 埼玉県羽生市)

第116回 定時株主総会 会場ご案内図

会 場

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号

コレド室町1 日本橋三井ホール（受付：4階、会場：5階）

※ 近隣に名称が類似した建物がございますので、お間違いのないようご注意ください。



<最寄り駅のご案内>

● 地下鉄

銀座線・半蔵門線「三越前」駅

● J R

総武線快速「新日本橋」駅

注：駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

第116回 定時株主総会 インターネット開示情報

- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の個別注記表

曙ブレーキ工業株式会社

上記の内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<http://www.akebono-brake.com>) に掲載することにより、株主の皆様を提供している
ものであり、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の
一部であります。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称は、曙ブレーキ山形製造(株)、曙ブレーキ福島製造(株)、曙ブレーキ岩槻製造(株)、曙ブレーキ山陽製造(株)、アケボノブレーキコーポレーションであります。

なお、当連結会計年度において、曙ブレーキ産機鉄道部品販売(株)、(株)A P S 及び曙センサーテクノロジー(株)は、当社と合併したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

大和産業(株)

(2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社

トワーク金属(株)ほか1社の持分法非適用関連会社は、いずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

アケボノブレーキコーポレーションほか在外連結子会社7社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

当社及び国内連結子会社……総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

在外連結子会社……主に先入先出法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当連結会計年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の事業年度に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建資産・負債

(b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション

ヘッジ対象…借入金利息

(c) ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利息

③ヘッジ方針

当社グループは、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

④ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ②連結納税制度を適用しております。
- ③百万円未満の端数処理については、連結計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

5. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 179,780 百万円 |
| 2. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 | 1,402 百万円 |
| 3. 保証債務残高 | 560 百万円 |
| (債務保証) | 66 百万円) |
| (債権流動化に伴う買戻し義務限度額) | 495 百万円) |
- なお、債務保証66百万円は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額101百万円のうちの当社グループ負担額であります。

4. 土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△5,037百万円

5. 財務制限条項

- (1) 当社のコミットメントライン契約(総額12,500百万円)に基づく短期借入金(借入残高100百万円)

- ・各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部のうち、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額を前年同期比75%以上に維持すること。
- ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

- (2) 当社のコミットメントライン契約(総額20百万ユーロ)に基づく短期借入金(借入残高1,797百万円)

- ・各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部のうち、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額を前年同期比75%以上に維持すること。
- ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないようにすること。

- (3) 当社の長期借入金(借入残高3,000百万円)

- ・各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額のうち、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表における当該合計金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
- ・各年度の決算期にかかる単体及び連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

- (4) 連結子会社であるアケボノブレーキコーポレーション(以下、ABC)の長期借入金(借入残高4,660百万円)

- ・各年度の決算期の末日におけるABCの自己資本比率が25%を下回らないこと。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
フランス アラス市	事業用資産	機械装置及び建設仮勘定等	146

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	135,992	—	—	135,992
合計	135,992	—	—	135,992
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	2,961	1	153	2,809
合計	2,961	1	153	2,809

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取等による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少153千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分による減少であります。

2. 当連結会計年度末日における新株予約権（行使期間未到来のものを除く）に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 405千株

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けており、一部の在外連結子会社は確定拠出型企業年金制度または確定給付型企業年金制度を設けております。従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と退職給付に係る資産及び負債の調整表

(1) 積立型制度の退職給付債務	25,687百万円
(2) 年金資産	△25,771百万円
(3) 退職給付信託	△1,745百万円
(4) 小計(1) + (2) + (3)	△1,830百万円
(5) 非積立型制度の退職給付債務	126百万円
(6) 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額(4) + (5)	△1,703百万円

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用	1,080百万円
(2) 利息費用	92百万円
(3) 期待運用収益	△495百万円
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	460百万円
(5) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4)	1,137百万円
(6) その他(注)	825百万円
(7) 合計(5) + (6)	1,962百万円

(注) (6)その他は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	主として0.4%
(2) 長期期待運用収益率	主として2.0%

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付関連費用	1,037百万円
賞与引当金	572百万円
貸倒引当金	113百万円
繰越欠損金	16,112百万円
固定資産減損損失	2,988百万円
未払事業税	74百万円
未払費用	538百万円
繰越外国税額控除	277百万円
その他	3,004百万円
繰延税金資産小計	24,716百万円
評価性引当額	△18,777百万円
繰延税金資産合計	5,939百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	1,955百万円
退職給付信託設定益	250百万円
退職給付に係る資産	1,099百万円
在外子会社の固定資産	2,141百万円
その他	112百万円
繰延税金負債合計	5,557百万円
差引：繰延税金資産の純額	382百万円
(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産－繰延税金資産	978百万円
固定資産－繰延税金資産	801百万円
流動負債－繰延税金負債	0百万円
固定負債－繰延税金負債	1,397百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブは、外貨建て債権債務の為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、各営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。また、投資有価証券は、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建ての営業債務があり為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達や手元流動性の確保を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。また、借入金の一部は、外貨建て変動金利であるため、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、金利通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新する方法により手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	15,564	15,564	—
(2) 受取手形及び売掛金	34,045	34,045	—
(3) 投資有価証券			
①その他有価証券	12,502	12,502	—
(4) 支払手形及び買掛金	(29,330)	(29,330)	—
(5) 短期借入金	(22,580)	(22,580)	—
(6) 長期借入金（1年内含む）	(90,791)	(90,591)	200
(7) リース債務（1年内含む）	(4,682)	(4,192)	490
(8) デリバティブ取引	—	—	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金、(7) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金（外貨建てを含む）の一部は、金利スワップの特例処理または金利通貨スワップの一体処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該デリバティブ取引と一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定し、正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、金利スワップの特例処理によるもの及び金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6)参照）。

（注）2 非上場株式等（連結貸借対照表計上額400百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	188円20銭
2. 1 株当たり当期純利益	2円66銭

1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	354百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	354百万円
普通株式の期中平均株式数	133,145千株

(重要な後発事象に関する注記)

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について)

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、平成29年6月16日開催予定の定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する議案を付議することについて決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、平成29年3月期の単体決算において、19,184,500,332円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。このため、繰越利益剰余金の欠損を填補し、早期復配を可能とする体制の整備を目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の要領

(1) 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金4,992,712,461円の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 剰余金処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、上記(1)による振り替え後のその他資本剰余金14,145,213,902円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当します。

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程（予定）

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年5月11日 |
| (2) 株主総会決議日 | 平成29年6月16日（予定） |
| (3) 効力発生日 | 平成29年6月16日（予定） |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日前1ヶ月の市場価格等の平均価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、実質価額の低下に相当する額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の見込額のうち、当事業年度の末日において負担すべき見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

また、為替予約については原則的な処理方法を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(a) ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象…外貨建資産・負債

(b) ヘッジ手段…金利スワップ、金利オプション

ヘッジ対象…借入金利息

(c) ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社は、デリバティブ取引に関し「社内規定」に従い、将来の為替変動リスク及び金利変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度を適用しております。

(3) 百万円未満の端数処理については、計算書類の各数値を、それぞれ四捨五入しております。

9. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

10. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 76,814百万円 |
| 2. 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 | 778百万円 |
| 3. 保証債務残高 | 38,823百万円 |
| (債務保証) | 37,887百万円) |
| (一括支払信託併存的債務引受額) | 442百万円) |
| (債権流動化に伴う買戻し義務限度額) | 495百万円) |
| 4. 関係会社に対する金銭債権 | 17,194百万円 |
| (関係会社に対する短期金銭債権) | 16,817百万円) |
| (関係会社に対する長期金銭債権) | 378百万円) |
| 5. 関係会社に対する金銭債務 | 9,553百万円 |
| (関係会社に対する短期金銭債務) | 9,540百万円) |
| (関係会社に対する長期金銭債務) | 13百万円) |
6. 土地の再評価について
- 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- ・再評価の方法
 - 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価及び第2条第4号に定める路線価により算出しております。
 - ・再評価を行った年月日
 - 平成14年3月31日
 - ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
 - △5,037百万円
7. 財務制限条項
- (1) コミットメントライン契約(総額12,500百万円)に基づく短期借入金(借入残高—百万円)
- ・各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部のうち、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額を前年同期比75%以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。
- (2) コミットメントライン契約(総額20百万ユーロ)に基づく短期借入金(借入残高1,797百万円)
- ・各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部のうち、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額を前年同期比75%以上に維持すること。
 - ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないようにすること。
- (3) 長期借入金(借入残高3,000百万円)
- ・各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額のうち、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表における当該合計金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
 - ・各年度の決算期にかかる単体及び連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引	売上高	12,672 百万円
	材料支給高	34,045 百万円
	製品仕入高等	71,966 百万円
営業取引以外の取引高		11,636 百万円

(注) 材料支給高は、製品仕入高等の減算項目として処理しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	2,937	1	153	2,784
合計	2,937	1	153	2,784

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 1 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少153千株は、新株予約権の行使による自己株式の処分による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
退職給付関連費用	405百万円
賞与引当金	247百万円
貸倒引当金	74百万円
投資有価証券評価損	3百万円
関係会社株式評価損	7,882百万円
投資損失引当金	3,789百万円
繰越欠損金	2,189百万円
固定資産減損損失	725百万円
未払事業税	53百万円
繰越外国税額控除	277百万円
その他	1,153百万円
繰延税金資産小計	16,796百万円
評価性引当額	△14,592百万円
繰延税金資産合計	2,204百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	1,955百万円
退職給付信託設定益	250百万円
前払年金費用	921百万円
その他	6百万円
繰延税金負債合計	3,132百万円
差引：繰延税金資産の純額	△928百万円
(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産－繰延税金資産	490百万円
固定負債－繰延税金負債	1,418百万円

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	曙ブレーキ山形製造株式会社	山形県 寒河江市	100	ディスクブレーキパッドの製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	6,857 14,033	未収入金 買掛金	1,312 1,443
	曙ブレーキ山陽製造株式会社	岡山県 総社市	94	ドラムブレーキ、ホイールシリンダー等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	製品仕入高 (注) 1	10,782	買掛金	1,041
	曙ブレーキ岩槻製造株式会社	埼玉県 さいたま市	20	ディスクブレーキ、ドラムブレーキ等の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	材料支給高 製品仕入高 (注) 1	18,905 31,347	未収入金 買掛金	3,561 3,116
							固定資産の 賃貸 (注) 2	1,211	未収入金	102
	曙ブレーキ福島製造株式会社	福島県 桑折町	20	ブレーキライニング、産業機械・鉄道車両の摩擦材の製造	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社製品の製造 役員の兼任	製品仕入高 (注) 1	7,755	買掛金	756
	アケボノブレーキコーポレーション	米国 ミシガン州	128百万 米ドル	自動車部品の開発・製造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	当社資金の貸付 債務保証 役員の兼任	受取利息 (注) 3	53	関係会社 短期貸付金	2,244
							債務保証 受取保証料 (注) 4	33,123 81	未収入金	21
	アケボノブレーキメキシコ S.A. de C.V.	メキシコ グアナフアト州	711百万 メキシコ ペソ	自動車部品の製造・販売	(所有) 直接 90.26 間接 9.74	増資の引受	増資の引受 (注) 5	2,174	—	—
						債務保証 役員の兼任	債務保証 受取保証料 (注) 4	1,475 5	未収入金	1
	アケボノヨーロッパ S.A.S.	フランス ゴネス市	12百万 ユーロ	ディスクブレーキパッドの開発・製造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	債務保証 役員の兼任	債務保証 受取保証料 (注) 4	1,764 5	未収入金	5
	アケボノブレーキスロバキア s.r.o.	スロバキア トレンチーン市	32百万 ユーロ	ディスクブレーキの製造・販売	(所有) 直接 100.00 間接 —	増資の引受 役員の兼任	増資の引受 (注) 6	2,396	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 材料支給高及び製品仕入高の価格については、市場価格等を勘案して決定しております。
2. 固定資産の賃貸については、每期交渉の上、賃貸料を決定しております。
3. 資金の貸付は、当社が提示した条件（利率等）をもとに、交渉の上決定しております。
4. 債務保証は、金融機関からの借入金に対するものであり、保証料は保証形態を勘案して設定しております。
5. 当社が、アケボノブレーキメキシコ S.A. de C.V. の行った株主割当増資を引き受けたものであります。
6. アケボノブレーキスロバキア s.r.o. の増資の引き受けは、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資であります。
7. 子会社への貸倒懸念債権に対し233百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において942百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
8. 子会社株式の実質価額の低下リスクに対し12,671百万円の投資損失引当金を計上しております。また、当事業年度において440百万円の投資損失引当金繰入額を計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	182円89銭
2. 1 株当たり当期純利益	69円55銭
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。	
当期純利益	9,262百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純利益	9,262百万円
普通株式の期中平均株式数	133,170千株

(重要な後発事象に関する注記)

(資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について)

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、平成29年6月16日開催予定の定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する議案を付議することについて決議いたしました。

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、平成29年3月期の単体決算において、19,184,500,332円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。このため、繰越利益剰余金の欠損を填補し、早期復配を可能とする体制の整備を目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の要領

(1) 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金4,992,712,461円の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 剰余金処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、上記(1)による振り替え後のその他資本剰余金14,145,213,902円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当します。

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程（予定）

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年5月11日 |
| (2) 株主総会決議日 | 平成29年6月16日（予定） |
| (3) 効力発生日 | 平成29年6月16日（予定） |